

市民のみなさんが  
まちの情報を共有し、まちづくりに参加。  
自分たちで、より良いまちをつくらう。

コレが、江別市自治基本条例の  
基本理念なんだ!



そのための  
3つの原則があるんだ!

### その1

市は、まちづくりに関する情報をわかりやすく提供します。  
そして、まちづくりのための制度や体制、しくみを作ります。



### その2

わたしたち市民はまちづくりへの参加と、  
協働を進めます。

### その3

議会や市は、市民の信託に基づき  
公正で誠実にまちづくりに関する責任を負います。



もっと詳しい内容については  
下記のアドレス  
又は電話番号まで



江別市自治基本条例は、  
自分達が暮らすまちについて、  
市民の皆さんがともに考え、  
行動するという  
「市民主体のまちづくり」を  
目指しています。

企画政策部政策調整課

**Tel 011-381-1033**

江別市自治基本条例ホームページアドレス

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/kikaku/jitikihon/>

江別市自治基本条例

検索